



固定資産台帳の 閲覧・縦覧について

▶ 閲覧および縦覧の期間

4月1日～6月2日

[土日祝を除く8:30～17:00]

▶ 場所: 益子町役場 税務課

▶ 手数料: 期間中のみ無料

閲覧【固定資産課税台帳(名寄帳)】

固定資産課税台帳は、固定資産税の算定基礎となる物件が所有者ごとにまとめられたものです。令和7年度に課税となる内容を閲覧することができます。なお、閲覧できる方は、固定資産税の納税義務者および土地や家屋の賃借料などを払って借りている方になり、閲覧できる物件は、ご自分が所有しているか、借りている部分のみとなります。

▶ 閲覧に必要な書類

- ・ 身分を確認できるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)
- ・ [借地・借家人の方の場合] 土地や家屋を借りていることを証明できるもの(借地・借家契約書または領収書など)
- ・ [代理の方が閲覧する場合] 委任状

縦覧【土地・家屋価格等縦覧帳簿】

固定資産税の納税義務者の方は、自己の固定資産(土地および家屋)の評価が適正か否かを、自分以外の固定資産の評価と比較することにより判断するための「土地・家屋価格等縦覧帳簿」が縦覧できます。

※縦覧は期間中のみ可能です。

▶ 記載事項

- ・ 土地価格等縦覧帳簿…所在、地番、地目、地籍、価格
- ・ 家屋価格等縦覧帳簿…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

▶ 縦覧に必要な書類

- ・ 身分を確認できるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)

問 税務課 資産税係 ☎ 72-8863



春の全国火災予防運動 について

「守りたい 未来があるから 火の用心」



3月1日から7日は、春の全国火災予防運動実施期間です。

これからの季節は、空気が乾燥し火災が発生しやすくなりますので、火の取り扱いには十分注意しましょう。また、いのちを守る10のポイントをご家庭で確認して、火災予防に努めてください。

住宅防火いのちを守る10のポイント

▶ 4つの習慣

- ・ 寝たばこは絶対にしない、させない
- ・ ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- ・ こんろを使うときは火のそばを離れない
- ・ コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

▶ 6つの対策

- ・ 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する
- ・ 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ・ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する
- ・ 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ・ お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ・ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

問 真岡消防署益子分署 ☎ 72-3651

住宅用火災警報器のアンケートにご協力をお願いします。



お知らせ information

イベント情報やお知らせなど、暮らしに役立つ情報をお届けします

益子町役場

☎ 72-2111(代表)

〒321-4293

益子町大字益子2030

有料広告 掲載希望受付中

広報ましこでは、有料広告の申し込みを随時受け付けています。地元密着の広報をぜひご利用ください！

▶ 発行部数 6,600部/月

▶ 申込方法

掲載希望号発行日1カ月前に原稿を役場総務課へ提出

▶ 掲載料 (1号ごと)

半 枠 (85mm×49.4mm) 15,000円

1 段 枠 (170mm×49.4mm) 30,000円

問 総務課 秘書広報係 ☎ 72-8825

